

答申第 1165 号

諮問第 1825 号

件名：事案が多発する原因が記載された文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 11 月 21 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 4 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 11 月 21 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

行政文書開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として記載されていた内容に所要の補正を行った結果

ストーカー規制法違反の疑いで、特定職員 A が逮捕された。逮捕は今年に入ってから 4 人目。

なお、昨年も逮捕者が多かった。

① 上記事案発生後に作成された上記事案が多発する原因が記載された文書

② 上記事案発生後に作成された再発防止策が記載された文書
(請求日現在 監察官室で保管のもの)

と記載されていた（この記載内容のうち、「① 上記事案発生後に作成された上記事案が多発する原因が記載された文書」について、以下「本件開示請求」という。）

イ 本件請求対象文書の調査

処分庁は、本件請求対象文書は、愛知県警察本部警務部監察官室（以下「監察官室」という。）で保存する文書のうち、「ストーカー規制法違反の疑いで、特定職員 A が逮捕された。」（取り上げられている事案を以下「本件非違事案」という。）ことに関し、「本件非違事案発生後に作成された本件非違事案又は本件非違事案と同様の事案が多発する原因が記載された文書」であると判断した。

本件請求対象文書について調査したところ、本件非違事案及び同様の事案が多発する原因が記載された行政文書を作成又は取得していないことが確認された。

よって、本件開示請求は監察官室において対象文書を管理していないものと結論づけられた。

なお、本件非違事案が発生した令和 6 年 10 月 13 日から本件開示請求が提出された令和 6 年 11 月 21 日までの間に、本件非違事案の他に警察職員の逮捕事案は発生しておらず、仮に審査請求人が令和 5 年から本件開示請求までの間に発生した警察職員の逮捕事案が「多発」する原因を記載した行政文書を請求していたとしても、本件開示請求当時において本件非違事案を含めた逮捕事案が「多発」する原因を特定する行政文書は作成又は取得されていないことが確認された。

ウ 行政文書不開示決定

上記イのとおり本件開示請求について対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し、令和 6 年 12 月 4 日付で本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については別に決定をしているが、当該処分について審査請求人との間に争いはない。

（2）審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、この審査請求において、対象文書は存在する旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、対象文書は作成又は取得しておらず、請求内容に合致する行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

（3）結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、本件非違事案が発生した令和6年10月13日以後に作成された、本件非違事案又は本件非違事案と同様の事案が多発する原因が記載された文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、本件非違事案が発生した令和6年10月13日から本件開示請求日である同年11月21日までの間に、本件非違事案を除く他の警察職員の逮捕事案は発生しておらず、また、同期間に本件非違事案を含めた逮捕事案が多発する原因が記載された文書は、作成又は取得していないとのことである。

当審査会において処分庁から提出された、本件非違事案発生後に作成された個別の非違事案についての教養資料である「他山の石」を確認したところ、当該文書には、本件非違事案に関する再発防止策が記載されているが、本件非違事案又は本件非違事案と同様の事案が多発する原因は記載されていないことが認められる。

当審査会で検討したところ、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められず、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」とおり判断する。

別記

ストーカー規制法違反の疑いで、特定職員 A が逮捕された。逮捕は今年に入ってから 4 人目。

なお、昨年も逮捕者が多かった。

- ① 上記事案発生後に作成された上記事案が多発する原因が記載された文書
(請求日現在 監察官室で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7. 2. 18	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 9. 9 (第713回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7. 10. 24 (第715回審査会)	審議
7. 11. 26	答申